

	ご意見	回答内容
①	<p>こども相談センターは必要だと思し、今は建設することはいいことだと思います。</p> <p>先日、山脇由貴子著書の「告発 児童相談所が子供を殺す」を読みましたが、児童相談所に勤める職員が疲弊しているため、適切な支援ができないということが書いてありました。千葉県の虐待死亡事件がありました、真剣に向き合った職員に出会っていたら、救われたのではないかと思います。職員が疲弊した状況で、子どもを適切に支援・保護できるのかと懸念します。</p> <p>この地域にこども相談センターを作るならば、児童相談所の中で起こっていることをもっとオープンに地域に教えてほしいです。</p> <p>この地域にこども相談センターができて、ありがたいと思われる施設になってほしいと思っています。もっともっと頑張る子どもたちを守ってほしいと思います。</p>	<p>ご意見としてお伺いしておきます。ありがとうございます。</p> <p>また、職員の疲弊で申し上げますと、職員1人で抱えてしまうと、バーンアウトしてしまいます。そのため基本、組織判断をしていきます。それからとスーパーバイズ体制を取っています。助言指導しながら職員を大切に育てていきたいと思ひます。</p> <p>職員は児童相談所に相談に来られる方と人間関係・パートナーシップを構築することが大事であり、人の心に寄り添える職員を育成していかなければなりません。</p> <p>国は2022年までに職員を増員するようにという方針を出していますが、本市としては大事に職員を育てながら、計画的に増員していくつもりです。</p>
②	<p>児童相談所には、色々事件があつて一時保護所には保護される子どもがいらつしゃると思ひます。例えばDVや虐待を親から受けて保護された子どももいると思ひます。そんな時に執拗に子どもを探そうとして、こども相談センターの周りにうろろろすることがあると思ひます。地域で子どもを育てていけないといけなひので、もしそうした事態になつた時に、地域の人たちは児童相談所の助けになるためには、どういふ行動をしたらいいのでしょうか？</p>	<p>実際には、それぞれのケースには個人情報がありますので、ケースに関わつていただくことはなひのですが、一時保護所から家庭に帰つた際に地域の見守りが大事であります。児童相談所と地域一緒に子どもを見守つていくように対応していただけるとありがたいです。児童相談所だけではずつと見守ることはできません。保育所、学校園、地域などのネットワークをつくることがあるひので、そうしたところ活躍いただきたいです。</p>
	<p>もし（児童相談所の周りで）不審者等がいたら警察等に言えはいいのでしょうか。</p>	<p>（こども相談センターには）警備員がいて対応するようにしてありますし、もしそこで騒ぐことがあればすぐに警察にも通報します。また、話し合ひを求められれば、所内で話し合うようにします。</p>

	ご意見	回答内容
③	<p>反対の立場で、要望を3点申し上げます。</p> <p>1つ目は、計画周知の徹底と議論の透明性の確保をお願いします。</p> <p>2つ目は、精神的圧迫がある施設であるので、文化施設としての機能を有した施設にしてほしい。</p> <p>3つ目は、2つ目と関連しますが建築家の設計やコンペの実施して、誇りを感じる施設にしてほしい。今日は、3つ目について意見を言います。最近では神戸のこと（夜間に児童相談所に保護を求めてきた子どもを追い返した事件）、千葉の裁判、20代の男性が8歳の子どもに性的虐待があり逮捕されて事案がありました。これらに共通して考えられますことは、1つは児童相談所というものが厄介な施設で暗い施設という印象が生じてしまう。これはいくら必要な施設として受け止めたとしても風評被害は防ぎようがないと思っています。もう一つは施設に集まる子ども達に必要なものは何かと考えたとき、愛情であります。暗い施設と地域との交流をどのように行っていくのか。この場所は森之宮や平野とこの地域は少し違う。ここで作るならば住宅地密集地の中に建物を作って、陸の孤島になるのではないかと危惧します。</p> <p>そこで、例えば建築家の安藤忠雄氏に依頼すれば、申し上げたことが払しょくするし、景観を向上する施設になったり、何か地域の誇りとなる施設になり、訪れる子ども達が優しさや癒しを感じ、そして職員も誇りをもって働ける。それをベースに運用面で地域・保護者・自治体が交流を図っていければ、住宅密集地にできる児童相談所のモデルできるのではないかと考えます。また、コンペで選ばれる建築家であれば同様の効果が期待できます。その設計の過程で市民もワークショップの中で参加しているのではないかと思います。こう言った観点から街づくりをしてほしいです。</p>	<p>設計や工事など業者は、都市整備局が契約管財局に発注し、入札により決定します。</p> <p>こども相談センターの所管局であるこども青少年局は、一時保護所の施設・設備については国のガイドラインに基づいて都市整備局にオーダーを行います。</p> <p>具体的には、居室は個室にして、子どものプライバシーに配慮し、家庭的な雰囲気を持った環境を作っています。従いまして、こども相談センターが建築家を選べるようにはなっておりません。ただ、そういったご意見があることについては、都市整備局に伝えます。</p>

	ご意見	回答内容
④	なぜ、肉体的な虐待が増えているのか？子どもが死亡する事案が増えているのか？昔は、ここまでひどいことはなかったように思います。どうしてこのようなことが増えるのか理解できないので、分かったら教えてください。	<p>虐待の定義というのが明確になったことで、統計上、虐待相談件数は伸びていますが、統計を取る以前でも、虐待による死亡事案はあったと推測します。</p> <p>必ずしも、昔と比べて今、虐待による死亡事案が増えているということは断言できないと思います。以前は叩くことも躰としては許されてきた時代もありましたが、今は一度でも叩けば虐待にあたります。</p> <p>また、虐待が注目されニュースに流されることも多くあり、印象として多いように感じるのではないのでしょうか。</p> <p>ただ、核家族化が進み、相談できる相手が身近におらず、地域の中で子育てする親が孤立し、子育てに追い詰められている人が増えているという実感はあります。</p> <p>(補足)</p> <p>「児童相談所における虐待に関する相談処理件数」の統計を取り始めたのは1990年度から。児童虐待の防止等に関する法律」が成立したのは2000年5月、施行は同年11月。この立法により、第二条に「児童虐待の定義」が定められ、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の四種類とされた。</p>